【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（第二十四条　削除）

（改正前）

（財務局長等への権限の委任）

**第二十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限並びに令及びこの府令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、第五条（第六条及び第十四条の十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第一号に規定する書類並びに法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長等に提出されたものの変更又は訂正に係る書類の受理については、当該財務局長等に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

二　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

三　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

四　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

五　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

六　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

七　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

八　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

九　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十一　令第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（財務局長等への権限の委任）

**第二十四条**　法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限並びに令及びこの府令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　有価証券通知書（第六条において準用する第四条第一項の規定による有価証券通知書を含む。）、発行登録追補書類、発行登録通知書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類を公衆の縦覧に供しない旨の承認に係るものに限る。）並びにこれらの添付書類の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

２　長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　有価証券届出書、発行登録書、発行登録取下届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）及び第十六条第五項に規定する書類並びにこれらの添付書類の受理

二　法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三　法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）

３　長官権限のうち、第五条（第六条及び第十四条の十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による第一項第一号に規定する書類並びに法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長等に提出されたものの変更又は訂正に係る書類の受理については、当該財務局長等に委任する。

４　長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一　法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

二　法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

三　法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

四　法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

五　法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

六　法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞

七　法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除

八　法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

九　法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

十　法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

十一　令第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

（改正前）

（新設）